

障がい福祉サービス等の利用料負担軽減について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。
0 愛知県	<p>障害福祉サービスの利用料負担については、障害者自立支援法に基づき各市町村で実施しているところですが、利用者負担については自己負担を軽減するために軽減措置が講じられており、平成22年4月からは、障害福祉サービス及び補装具について、市町村民税非課税世帯の利用者負担は無料となっております。また、施設利用者の食費・光熱水費の自己負担についても、軽減措置が講じられておりますが、本年7月に、県として「利用者負担や障害福祉サービス費用については24年4月からの効果を検証し、今後とも、必要に応じて改善を図ること」と国に対し要請したところです。また、8月には本県も含めた16大都道府県障害福祉主管課長会議として、「引き続き実態を踏まえた検証を行い、新制度における利用者負担は、簡素でわかりやすい制度とし、必要なサービスを安心して利用できるものとする」と要望したところです。</p> <p>なお、市町村が行う地域生活支援事業については、平成22年から障害福祉サービス等に係る低所得者(市町村民税非課税世帯)の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、市町村に対しては同様の取扱いについての検討をお願いすることとしておりますが、国に対しては6月に、全国主要都道府県民生主管部局長連絡協議会として「障害福祉サービス等に係る利用者負担の軽減措置が実施されていることを踏まえ、地域生活支援事業において同様の措置を講じることができるよう財源措置を講じること」と要望したところです。</p>
1 名古屋市	<p>法定サービスである障害福祉サービスや補装具の利用者負担等については、全国一律の制度の中で十分な軽減が図られるべきものと考えております。障害福祉サービスや補装具の利用者負担については平成22年12月の法改正に伴い応益負担から世帯の所得状況に応じて定められた利用者負担上限額までの負担に改正され、この4月から施行されております。また、本市では、かねてから独自軽減策を設けるとともに国の責任において低所得者に配慮した負担軽減策を実施するよう要望してきたところです。今後も、他の動向を見極めながら、必要な要望は引き続き行っていきたいと考えています。</p> <p>地域生活支援事業については、平成22年4月から移動支援事業をはじめとする5事業について、低所得者の方を対象に無料化を実施しました。それ以外の方についても、それぞれの負担水準を低く抑えることにより、各サービスの負担額が合算されても過重な負担とならないように配慮しているところでございます。</p>
2 豊橋市	<p>更生医療につきましては、市民税非課税世帯は、上限月額を0円に軽減しています。また、補装具、地域生活支援事業につきましては、障害者自立支援法において定められた基準で実施しています。</p> <p>施設利用者の食費・光熱水費につきましては、入所施設利用者(生活保護または低所得の者)に対しては負担を軽減する補足給付を行って、通所施設利用者(生活保護、低所得または市民税所得割額が世帯合計で16万円未満の者)に対しては食材料費のみの実費負担となるよう軽減措置を行って、また、グループホーム・ケアホーム入居者(生活保護または低所得の者)については、平成23年10月から月額1万円を上限に家賃補助を行って、</p> <p>上記については、障害者自立支援法等関係法令において定められた基準に基づいた取り扱いとします。</p>
3 岡崎市	<p>所得に応じた負担軽減措置を講じています。</p>
4 一宮市	<p>この要件は、障害者自立支援法施行令で定められている事項であり、一宮市として変更することはできません。また、地域活動支援事業につきましても同様の取扱いとしています。</p>
5 瀬戸市	<p>負担が重くなり過ぎないように所得に応じて上限が決められていることから無料の考えはありません。</p>

市町村名		障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。
6	半田市	<p>障がい者自立支援法に基づき実施されている各種事業については、応能負担の考え方により低所得者及び非課税世帯に対しては、利用者の負担なく事業を行っており、一定の所得がある方に対しても上限月額を定めることで負担軽減に努めております。</p> <p>また、自立支援医療(精神通院)については、福祉医療助成として自己負担額を負担しています。</p> <p>地域生活支援事業においては、国の障がい福祉サービスと同様に所得に応じて利用者負担を10%、0%の負担とし、月額の利用者負担額も国制度の上限月額内としております。その上で、移動支援事業、日中一時支援事業、福祉ホーム及び訪問入浴サービス事業に係る利用者負担額を合算上限とすることで、利用者の負担軽減を図っております。平成23年10月からケアホーム・グループホーム入居者の家賃補助が国の制度の中で開始され、一定の支援ができることとなりましたので、食費や光熱水費などの自己負担の軽減は考えておりません。</p>
7	春日井市	<p>障がい福祉サービスの利用者負担については、現在、障がい者本人の収入で認定することとなり、本市では国が定める負担上限額を障がい福祉サービスと地域生活支援サービスを合算して適用することにより、負担の軽減を図っています。</p> <p>国においては、平成24年4月より自立支援法を一部改正し、利用者負担について応能負担を原則にすることとなりました。また、補装具費についても障がい福祉サービス費と合算し、負担上限額を超えた部分を高額障がい福祉サービス費として支給することとなりました。このように、負担能力に応じた利用料となっていることから、課税世帯における利用者負担の軽減について、実施する予定は有りません。</p>
8	豊川市	<p>利用料負担は、障害者自立支援法で定める月額負担上限額を設定しています。施設利用者について、食費等の減免措置が講じられております。地域生活支援事業の利用者負担額については、障害者自立支援法同様の設定となっております。</p>
9	津島市	<p>国の基準に従い、住民税非課税世帯の利用料の無料化を実施しております。課税世帯に対する無料化については、国の動向を見守っていきたくと考えております。</p>
10	碧南市	<p>利用者負担につきましては、課税世帯がサービス量と所得に応じた負担となっているため、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。</p>
11	刈谷市	<p>本市においては、身体障害者手帳1～3級所持者(ただし腎機能障害は1～4級、進行性筋萎縮症は1～6級)及び療育手帳A・B判定所持者については心身障害者医療助成として、また、精神障害と診断され、治療を受けている人については、精神障害者医療助成として、自立支援医療の自己負担分(原則として医療費の1割)を助成し、負担の軽減を図っています。また、障害福祉サービス、補装具、地域生活支援事業の利用負担につきましては、月額最大37,200円までとし利用者に負担が掛かりすぎないように設定されております。そのほか、収入が少ない方に対しては、施設での食事代を人件費や光熱水費相当分を除いた食材料費だけを請求する食事提供体制加算や施設入所支援その他の政令で定める障害福祉サービスについて指定障害者支援施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用を対象とした特定障害者特別給付費によっても利用者負担を軽減しております。</p>
12	豊田市	※文書回答なし
13	安城市	引き続き、国の制度に基づき適用していく予定です。
14	西尾市	<p>自立支援医療については、市の障がい者医療費助成制度により自己負担はありません。障害福祉サービス・補装具・施設での食費・光熱水費・地域生活支援事業の利用料については、低所得者の方には自己負担分が軽減されています。地域生活支援事業のうち、手話通訳とコミュニケーション支援事業や地域活動支援センターについては無料としており、当面は現行どおりで考えております。</p>

	市町村名	障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。
15	蒲郡市	障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用者負担に関しましては、現状の制度において、18歳以上であれば本人及び配偶者、18歳未満であれば本人及び18歳未満の兄弟及び両親を世帯として、非課税世帯であれば利用者負担は無くなっており、課税世帯であっても、限度額はかなり抑えられています。蒲郡市として、その利用者負担に助成等は考えていません。
16	犬山市	障害福祉サービスは、本人負担が重くならないよう国の軽減措置は講じられており、また、地域生活支援事業は、市が実施する事業として事業の目的等を考慮し、本人負担が重くなりすぎないように、サービス内容により利用料の無料を含めた軽減措置を行っています。
17	常滑市	障がい福祉サービスの利用料等は国の基準により行っており、地域生活支援事業等についても課税世帯については、利用者負担を国の制度に準じて行っています。
18	江南市	応能負担を原則とし、現行どおりの取り扱いとします。
19	小牧市	訪問入浴サービス事業とコミュニケーション支援事業については利用料を無料としています。施設での食費・光熱水費については、所得状況を勘案し「特定障害者特別給付費」を支給しています。補装具及び日常生活用具の費用については、制度上は利用者負担額は1割(10%)ですが、小牧市では、利用者負担の軽減措置として半額(5%)を市単独で補助しています。
20	稲沢市	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービス・補装具の利用料負担については、国の制度に則って実施しており、現在のところ生保・非課税世帯の利用料のみ無料としております。 自立支援医療の本人負担分は、心身障害者医療、精神障害者医療にて助成しており利用者負担はありません。 施設での食費・水光熱費などの自己負担については、国の制度に則って実施しており無料ではありませんが、食費については、食事提供加算や補足給付にて、低所得者に対し助成がされています。 地域生活支援事業は、補助対象事業費の範囲が狭く、国・県の補助対象事業費は3/4以下であるため、今後財政を圧迫する可能性が大と思われるので、現在のところ利用料無料は考えておりません。
21	新城市	現在は考えておりません。
22	東海市	現時点で、利用者負担の市単独での軽減の予定はありません。
23	大府市	障がい者を対象とした「心身障害者医療」「精神障害者通院医療」「精神障害者入院医療」の助成制度を設け、医療費の自己負担額を助成しています。また、障がい児施設入所者(利用者)に対する負担軽減を行っています。障がい福祉サービスや補装具の利用者負担は、国が示す基準に沿っています。制度改正の動向を注視していきます。食費は、加算又は補足給付による軽減制度が適用されています。水光熱費の負担軽減は考えていません。地域活動支援センターの利用料は、無料としています。その他のサービスの負担軽減は、国のサービスに準じて行っています。
24	知多市	障がい福祉サービス等の利用者負担につきましては、国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。自立支援医療のうち精神通院医療につきましては、自己負担額を全額助成しています。また、更生医療につきましては一定以上の身体障害者は障害者医療制度により自己負担額を全額助成しています。
25	知立市	現時点では考えていません。国の制度に基づき実施していきます。
26	尾張旭市	障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用者負担、施設での食費・光熱水費などの自己負担については、国の基準により算定しております。なお、地域生活支援事業の利用料については、市独自の施策で市民税非課税世帯は、無料となっております。
27	高浜市	障害者自立支援法に定める「応能負担」に基づき、個々の負担能力に応じた利用者負担としていますので、課税世帯を含めて無料にすることは考えていません。ただし、課税世帯の負担軽減を図る観点から、高浜市では、障がい福祉サービスの利用者負担額と地域生活支援事業の利用者負担額を合算して上限管理を行っています。

	市町村名	障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。
28	岩倉市	低所得者に対しては減免をしており市独自で利用者負担を無くすことは、考えておりません。
29	豊明市	障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具については非課税世帯は無料ですが、他は国の制度どおりです。地域生活支援事業についても非課税世帯は無料ですが、他は市民税所得割の一定要件に基づき100分の5の負担を設けています。
30	日進市	障害者自立支援法等の規定に準じ、自己負担(利用料)をお願いしていきます。なお、自立支援医療受給者のうち身体障害者手帳1～3級所持者及び精神通院につきましては、本市の福祉医療制度の対象となり、医療費の自己負担は無料となります。
31	田原市	障害福祉サービス・自立支援医療・補装具費、施設での食費・水光熱費等に対する利用料負担につきましては、法に定められた負担をお願いしていきます。地域生活支援事業の利用料負担につきましても、障害福祉サービス等の利用料負担と同様の取扱をしていきます。
32	愛西市	ア)障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担 【基本的考え方】障がい福祉サービス、補装具の利用負担の利用負担については、国の基準により所得にあった自己負担上限月額が定められています。また、所得を勘案する世帯についても、18歳以上は本人及び配偶者を一つの世帯としているところであり、実質的に必要な負担額軽減はされていると考えています。地域生活支援事業の利用者負担についても、平成24年から障害福祉サービスと同様に非課税世帯は無料化したところであり、課税世帯のさらなる軽減は現状の分析をよく行ったうえでその必要性を判断したいと思えます。 自立支援医療の利用者負担については、同一医療保険の加入者を一つの世帯とし、その所得によって自己負担上限月額が設定されています。また、精神障害者手帳を所持している場合は、障害者医療費支給制度によって全額の補助がされています。以上のことから、現時点でのさらなる市独自軽減策は考えていません。 イ)施設での食費・水光熱費などの自己負担 【基本的な考え】入所の施設サービスについては、本人の収入のみで生活がしていけるよう制度設計されており、食費・水光熱費についても必要な方には補助がされており負担はありません。また、通所サービスにおいても非課税世帯及び比較的低所得な世帯の受給者には食費の一部が支給されています。 食費・水光熱費については、障害のあるなしにかかわらず必要となるものであるため、市が独自に補助を行うことは考えていません。
33	清須市	国の制度に準じており、現在のところ考えていません。
34	北名古屋市	国の施策どおり実施します。なお、自立支援医療の精神通院については、自己負担分を、18歳未満の障害児の補装具の自己負担分については、国の施策である1割に相当する額の半額(月額上限額以内)を助成しています。 また、地域生活支援事業の利用料負担については、事業開始当初から無料で実施しています。
35	弥富市	障害者自立支援法に基づき実施しています。地域生活支援事業については、低所得者の利用負担を無料としています。
36	みよし市	※文書回答なし
37	あま市	独自の減免制度は考えておりません。
38	長久手市	地域生活支援事業の一部のサービスについて平成24年4月1日から低所得者無料を導入しました。
39	東郷町	自立支援医療については、法律及び町独自の福祉医療費の助成により、医療費については、概ね自己負担を扶助しています。 福祉サービスの補装具につきましては、国の指針、施策に準じて実施していきます。
40	豊山町	障害者自立支援法に基づき実施します。
41	大口町	現在の国の利用者負担の設定が適切であると考えており、町独自での実施について、現在のところ考えていません。

市町村名		障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。
42	扶桑町	障がい福祉サービス等にあつては国の基準に基づき行い、地域生活支援事業については、市町村民税非課税世帯を減免するなど負担軽減に配慮しています。
43	大治町	障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具は、国の制度にならっており、今のところ町独自の制度は考えておりません。 なお、地域生活支援事業については、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の低所得世帯の利用料を無料としています。
44	蟹江町	現行どおりとします。(H24. 4～非課税世帯は無料)
45	飛島村	平成24年度より、低所得者・非課税世帯の利用料負担を無料にしている。
46	阿久比町	国の基準で負担をお願いします。
47	東浦町	現在のところ、本町独自の自己負担の撤廃は予定しておりません。また、地域生活支援事業の利用料負担についても、無料化の予定はありません。
48	南知多町	国の制度に準じております。独自の制度は予定しておりません。
49	美浜町	法に基づいて実施しており、無料は考えていない。
50	武豊町	現行制度で実施します。
51	幸田町	制度改善につきましては、機会あるごとに働きかけていきます。また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。
52	設楽町	財政上の事情もあり、町独自の対応は難しい状況です。
53	東栄町	非課税世帯については、自己負担なしですが、課税世帯もとなると介護サービスとの関係や財源的なことから困難と思われる。
54	豊根村	現在は考えていません。